

2025年5月30日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

「無通帳口座『スマート通帳口座』に関する特約」および 「印鑑レス口座取引規定（個人のお客さま）」の改訂について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「無通帳口座『スマート通帳口座』に関する特約」および「印鑑レス口座取引規定（個人のお客さま）」を改訂いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改訂趣旨

ご融資取引における資金管理を目的とした専用口座の取扱い開始に伴う改訂

2. 改訂内容

(1) 無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約

第5条第1項の改訂（改訂後の規約は[こちら](#)からご確認ください）

改訂前	改訂後
やむを得ない事情により第3条の取引方法による払戻しができないときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに当行本支店に提出してください。	やむを得ない事情により第3条の取引方法による払戻しができないときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに当行本支店に提出してください。 <u>ただし、融資取引で利用する専用口座にかかる払戻しについては、キャッシュカードの提示は不要とします。</u>

(2) 印鑑レス口座取引規定（個人のお客さま）

第4条第2項の改訂（改訂後の規約は[こちら](#)からご確認ください）

改訂前	改訂後
お客さまが、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める「店頭カード認証規定（個人のお客さま）」に規定するカード認証（以下「カード認証」といいます。）による本人認証を行います。	お客さまが、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める「店頭カード認証規定（個人のお客さま）」に規定するカード認証（以下「カード認証」といいます。）による本人認証を行います。 <u>ただし、融資取引で利用する専用口座にかかる払戻しについては、カード認証による本人認証は不要とします。</u>

3. 改訂日

2025年7月1日（火）

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 デジタル推進部 大道口・高橋

電話 019-623-1111（代表）

以 上